

政治資金監査に関する具体的な指針（政治資金監査マニュアル）の改正 新旧対照表

旧	新	改定の概要
<p>Ⅶ. 政治資金監査報告書</p> <p>1. 政治資金監査報告書の記載事項</p> <p>9. 登録政治資金監査人の氏名については、当該政治資金監査報告書を作成した登録政治資金監査人本人が<u>自署し、かつ、自己の印を押すこと。</u></p>	<p>Ⅶ. 政治資金監査報告書</p> <p>1. 政治資金監査報告書の記載事項</p> <p>9. 登録政治資金監査人の氏名については、当該政治資金監査報告書を作成した登録政治資金監査人本人が<u>自署すること。</u></p>	<p>政治資金監査報告書の押印義務の廃止に伴うもの（以下同じ）。</p>

2. 政治資金監査報告書記載例

(1) 政治資金監査の対象となった事項についてすべて確認できた場合

政治資金監査報告書

令和×年×月×日

〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）

代表 〇〇 〇〇 殿

登録政治資金監査人 〇〇 〇〇 ㊟

登録番号 第××××号

研修修了年月日 令和×年×月×日

(以下略)

(2) 会計帳簿に記載不備がある場合

政治資金監査報告書

令和×年×月×日

〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）

代表 〇〇 〇〇 殿

登録政治資金監査人 〇〇 〇〇 ㊟

登録番号 第××××号

研修修了年月日 令和×年×月×日

(以下略)

2. 政治資金監査報告書記載例

(1) 政治資金監査の対象となった事項についてすべて確認できた場合

政治資金監査報告書

令和×年×月×日

〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）

代表 〇〇 〇〇 殿

登録政治資金監査人 〇〇 〇〇 〱

登録番号 第××××号

研修修了年月日 令和×年×月×日

(以下略)

(2) 会計帳簿に記載不備がある場合

政治資金監査報告書

令和×年×月×日

〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）

代表 〇〇 〇〇 殿

登録政治資金監査人 〇〇 〇〇 〱

登録番号 第××××号

研修修了年月日 令和×年×月×日

(以下略)

(3) 会計帳簿と突合を行う書面が存在しない支出がある場合

政治資金監査報告書

令和×年×月×日

〇〇〇〇 (国会議員関係政治団体名)

代表 〇〇 〇〇 殿

登録政治資金監査人 〇〇 〇〇 ㊟

登録番号 第××××号

研修修了年月日 令和×年×月×日

(以下略)

(3) 会計帳簿と突合を行う書面が存在しない支出がある場合

政治資金監査報告書

令和×年×月×日

〇〇〇〇 (国会議員関係政治団体名)

代表 〇〇 〇〇 殿

登録政治資金監査人 〇〇 〇〇 〃

登録番号 第××××号

研修修了年月日 令和×年×月×日

(以下略)

(4) 収支報告書に支出が計上されていない場合

収支報告書に支出が計上されていない場合であっても、支出が計上されていないことを明確にしておくため、当該団体の支出に係る書類として、会計帳簿を備え、収支報告書を提出することとされており、その場合の政治資金監査報告書は、以下の例によることが望ましいものであること。

政治資金監査報告書

令和×年×月×日

〇〇〇〇 (国会議員関係政治団体名)

代表 〇〇 〇〇 殿

登録政治資金監査人 〇〇 〇〇 ㊟

登録番号 第××××号

研修修了年月日 令和×年×月×日

(以下略)

(4) 収支報告書に支出が計上されていない場合

収支報告書に支出が計上されていない場合であっても、支出が計上されていないことを明確にしておくため、当該団体の支出に係る書類として、会計帳簿を備え、収支報告書を提出することとされており、その場合の政治資金監査報告書は、以下の例によることが望ましいものであること。

政治資金監査報告書

令和×年×月×日

〇〇〇〇 (国会議員関係政治団体名)

代表 〇〇 〇〇 殿

登録政治資金監査人 〇〇 〇〇 〃

登録番号 第××××号

研修修了年月日 令和×年×月×日

(以下略)